静岡県立大学
短期大学部
研究紀要　第 27 号
2013 年

認知症ケアにおける介護職員の暗黙知による判断の分析（２）
― ケア経験のメタファー ―

An Analysis of Carers' Judgment based on Tactic Knowledge in Dementia Care (2):
Metaphors in Care Experience

鈴木　俊文
SUZUKI Toshifumi

１．はじめに

本研究は，認知症ケアにおいて，介護職員は尊厳を支えるケアを実践する為に，どのような「判断」をもとに，どのような「技術」を実践しているかを明らかにするものである．
介護福祉士の「判断」や「技術」は，対象者の状態や状況，場に応じて，個別的かつ柔軟に変化させて実践していくことに特徴がある．これらは基礎教育で習得した一定の型をベースに，基礎教育修了後，実践経験を通しその型から離れていく（発展する）という過程を通し，対象者の状況や場に応じた，より個別的で柔軟な実践へと発展していくものと考えられる．

福島は，専門家が初心者から熟達者になるまでの技能獲得プロセスについて，初期のマニュアルに従った形式的で硬直した対応から，だんだんと経験を積むことによって，マニュアルの拘束から離れ，状況の判断がより柔軟になると同時に「直感的」になることを明らかにしている（福島：2008）．筆者の関心は，福島が指摘する「柔軟で直感的な判断」を，介護職員がどのように経験しているのかを探求し，その構造を明らかにすることである．このような個人の経験的な学習によって得られる柔軟で直感的な判断・技能を , 中村は「臨床の知」[1] と名づけた．臨床の知とは，普遍性・倫理性・客観性といった３つを基本とする近代科学が軽視，排除してきた知を現実の側面を捉えなおす原理として個々の状況や場を重視する理論であり（中村：1992），認知症ケア実践において介護職員が個々の状況や場に応じて発揮する判断や技術は，まさに実践経験によって培われた臨床の知を数多く含むと考えられる．

本研究は，このような認知症ケア実践において介護職員が実践経験を通して培った，柔軟で直感的な判断の「知（臨床の知）」を探求することによって，その構造を明らかにすると共に，暗黙知化された「判断」及び「技術」を裏付ける「知」の言語化を目指すものである．

２．本稿のねらい・構成

本稿は，筆者が 2009 年に発表した論文「認知症ケアにおける介護職員の暗黙知による判断の分析（１）」[2] の後続研究である（以下，前稿）．前稿では，６名の介護職員の予備調査を基に，言語での説明が困難な認知症ケアの「判断」「技術」を参与観察及びインタビュー調査によって探求した．具体的には，介護職員が語る比喩（隠喩を含む）に着目し，これをインタビュー時の共通言語として用いることによって「暗黙知」の存在を仮定し，対話を展開した．分析では現象学的アプローチを参考に記述することを重視し，その意味解釈を試みた．

その結果，介護職員は尊厳を支えるケアを実践する上で，常に個別事例の文脈に依存したコミュ

ニケーションが手探りで行われていること，ここで得られる感覚は非言語領域での暗黙知による判断として機能し「現在の状態」（暗黙知Ａ）と「過去のケア経験等」（暗黙知Ｂ）という２種類の暗黙知を介護職員の個人的経験によって結合する暗黙知の機能的関係をもっていることが明らかになった（鈴木：2009）．介護職員の語りは，言語として明確に表現しにくい経験を中心としている為に，語りで得られた比喩は実に様々な特徴をもつ．しかし，このような言語表現は「現在の状態」（暗黙知Ａ）と「過去のケア経験等」（暗黙知Ｂ）という２つの経験を結びつけたものであると考えた場合，その意味の探求は介護職員の個別経験を中心に，過去，現在２種の経験から探求していくことが極めて重要であることを意味している．野中らによれば，暗黙知はメタファー，アナロジー，コンセプト，モデルなどの形をとりながら存在するものであり，このような言語としての存在が暗黙知を明示的にするプロセスの真髄となると指摘している（野中，竹内：1996）．以上から，前項で明らかになった（語られた）比喩等の言語表現は，語りえない暗黙知を形式知へと変換しようとする中間的段階にある「暗黙知を含んだ言語表現」であると考えられる．あわせて，言語表現（以下，メタファー）の持つ経験を「過去」「現在」２種の経験で整理し，これらの関係性を検討し直すことによって，暗黙知表出の手法としての手がかりも得られると考えられる．

そこで本稿では次のようにすすめる．①はじめにマイケル・ポランニー[3)]による「暗黙知」の問題提起について整理し，ケア実践における暗黙知の存在意義を述べる．②次に，インタビュー調査の結果からメタファーを抽出し（暗黙知を含む言語表現），そこでの行為と判断の特性を過去，現在２種の経験として整理する．③最後にこれらの結果から暗黙知とケア経験の関連性について考察し，介護実践の暗黙知研究に有効と考えられる手法，分析視点を述べる．

Ⅰ　暗黙知の機能的構造

１．暗黙知とはなにか

暗黙知は、科学哲学者マイケル・ポランニー（以下ポランニー）が提唱したものである．本研究は，介護職個人の実務経験や理論的知識に基づいた具体的な臨床場面での理解・判断・実践・評価に含まれている暗黙知の存在をポランニーの問題提起を枠組みに，「臨床経験によって培われる個人的な知の特性」として検討している．

ポランニーは，人間の「知」に関する考えから，思考と存在の相調和する姿を捉えようとし，その出発点として「私達は言葉にできるより多くのことを知ることができる」と述べた（Polanyi=2003）．ポランニーは，「知る」というのは，実践的知識と理論的な知識の両方が働く認識的な段階であると考え，人間の知識について「知っていること（暗黙知）」と「語ることができること（形式知）」との乖離を問題としている．具体的な例として，ポランニーは「我々は多数の人の顔をある一人の人の顔と区別して認知することができるが，その一人の人の顔をどのように認知したかを言葉で語ることができない（Polanyi=2003）」と説明する．この説明は，知識の大部分は言葉におきかえることができないということを指摘していると同時に，人間の知識の背後には必ず暗黙の次元の「知る」という機能的関係があることを示した概念である．

２．マイケル・ポランニーの問題提起

ポランニーは暗黙知の所在を示すにあたり，次のような心理実験の成果を紹介している．その心理実験とは，多数の無意味な文字の綴りを被験者に示し，特定の綴りを提示した場合には被験者に電気ショックを与えるようにすることを繰り返すというものである．実験を繰り返す内に，被験者

はショックを与えられる特定の綴りが示されるとショックを予想するようになる．ところが，被験者はその特定の綴りが何であるのかを明確に答えることが出来ない．つまり，被験者の目はショックを与える文字の綴りを確実に感知しているはずであるのに，文字の綴りを認識してはいないのである（Polanyi=2003）．また，ポランニーは，もうひとつの心理実験として，被験者に自由に発言してもらい，ある特定の単語に関連する言葉を被験者が口にした際，電気ショックを与えるようにするというものを紹介している．この実験を繰り返すうちに，被験者はそのような言葉を避けて発言するようになったものの，避けた言葉はどのような言葉であるかを訪ねても答えることが出来なかったというものである（Polanyi = 2003）．

以上ポランニーが紹介した２つの実験は，被験者が電気ショックを避けようとする意図は自覚し，結果的に避けられるようになったものの，被験者はどうすれば電気ショックを避けることが出来るのかという「判断」や「方法」を他者に明確に説明できないことを明らかにしている．ポランニーはこの結果を引用し，「我われが出来ること，あるいは語ることが出来ることの背後には，自覚できない暗黙の世界が存在している（Polanyi = 2003）」と指摘しているのである．

３．本研究の枠組み

以上，ポランニーの問題提起から暗黙知とはなにかを整理してきた．筆者は，これらの経験は，認知症ケアを実践する介護職員の経験に類似する「機能的構造」があると考えている．

認知症ケアは，記憶障害，見当識障害，判断力の低下等を抱える認知症者の不確かな発語やしぐさ等を手がかりに，その意味を探求する介護過程によって展開されるものである．さらには，この介護過程で得られる経験は，うまくいったケアや，逆に負の影響を与えてしまった失敗経験等，「評価」として介護職員自身の経験的学習を獲得する機会でもある．これらは，認知症ケアという不確かな情報を手掛かりにアセスメントを行う介護職員の実践であり，ある種の評価的行為とも言えるであろう．暗黙知はこの評価的行為によって獲得される「知」と筆者は考える．本研究は，このような問題意識を背景に，認知症ケア実践での経験的学習によって獲得した感覚のうち，言語化が困難なもの（暗黙知が潜むと仮定）を焦点に，ケア実践に含まれる行為・判断の特性を探求することを目指す．

Ⅱ　研究方法

本稿は，前稿の結果から以下の記述内容（対話型インタビュー結果）を材料にする．具体的には，これらのデータに「暗黙知を含むと考えられる言語表現」を抽出し，そこでの行為と判断の特性を「過去」「現在」２種の経験から整理し，メタファーという観点で再検討する．

１．対象

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に勤務する介護職員１名．（認知症ケアを専門に実務経験９年の介護福祉士資格取得者．以下 A）．

２．調査機関

１）予備調査①　2008 年12月～ 2009 年５月（計６日間）
２）本調査　　2009 年８月（計 10 日間）
３）予備調査②　2010 年８月（計３日間）

３．データ収集

１）予備調査①

介護職員Ａの参与観察及びインタビュー調査を実施した.

具体的には，認知症ケア現場に参加し，ケア場面の観察記録を行った．観察記録を質問材料とし，ケアの実践過程に含まれる介護職員の判断をインタビュー調査にて収集した．インタビューは事前に了解をとり, 全てICレコーダーで録音した．質問内容はケアの実践過程に含まれた「状況の解釈」「判断」「気づき」等に焦点をあてた半構造化インタビュー（各１～２時間程度）とした．その結果を逐語記録にまとめ，逐語記録をベースデータに，言語説明が困難に感じられる部分に用いられる用語（比喩表現等）を中心に整理した.

２）本調査

参与観察及びインタビュー調査を実施した.

予備調査①同様に認知症ケア現場に参加し，ケア場面の観察記録を行った．インタビューでは，観察記録を質問材料に, ケアの実践過程に含まれる介護職員の判断を対話で収集した. インタビューは，許可の得られた範囲で勤務後や休憩時間の他，ケアに同行しその都度の対話を中心に全てＩＣレコーダーで録音した．対話では予備調査①で得られた言語説明が困難に感じられる部分で活用されている用語（比喩等の表現）を共通言語として用いた（インタビュー内太字で記載).

３）予備調査②

本調査の普遍性・特殊性等を検討することを目的に，新たに対象者２名（認知症ケア学会認定認知症ケア専門士）を追加し，別施設において調査①同様の手法で調査を行った．本稿の分析データは, ここでの結果をふまえ, 本調査の普遍性･特殊性について検討した後, 分析材料を決定している.

４．倫理的配慮

本研究は個人情報保護同意書で同意を得た上で実施をした．調査では，プライバシー空間（居室やトイレ, 浴室）に立ち入らないことを原則とし, ビデオカメラ等は使用せず, デイルームやソファに腰掛けながらフィールドノーツを用いたメモ記録をとることで．施設内の生活に観察者が立ち入る違和感を極力抑えられるよう努力した．また，フィールドノーツ，インタビューのデータは所属先の施設長を含めすべて開示し，個人が特定出来ないように記述すると共に，本研究以外に活用しないことを条件に了承を得た.

Ⅲ．分析データ（暗黙知を含むと考えられる言語表現を用いた対話）

１．語り①

Ａさん：*従来型だとね。大勢の人を多数の介護職員で対応してくでしょ。そうするとやっぱり今はトイレ誘導、次に食事介助みたいに、あの３大介助じゃないけどね。日常生活の柱になってる食事・トイレ・入浴を中心にして動くよね。これって流れ作業みたいになるしまずいなっていつも思ってたんだけどね、 ユニットに来てから（従来型からユニットケアへの*

*配属移動）気づいたんだけど，業務が決まってないことは融通が利くからいいことなんだけど，介護職員によってね，すごい「**スタッフに左右される**」よ。気がきくかきかないかって言ったらいいのかな.*

筆　者：「**気を配る**」とはまた違う意味ですか？

Aさん：*えーと。「**気を配る**」より「気付く」って言ったほうがいいのかな。よく気づく人だとケアも業務もパパパパってスムーズにいくじゃんね。こんなにケア内容が「**スタッフに左右されちゃう**」くらいなら、別に業務とか担当を決めてもいいかなって。でもそうすると結局スケジュール的になっちゃうというかね．こう利用者さんを「**業務の流れ**」にはめるようになっちゃうんだよね.*

２．語り②

Aさん：*記録として残さなきゃいけないものはね（日誌やカルテの記入）そういうのは誰がやるっていうのは明確にしてるよ。でも現場のケアは自由.*
特に身だしなみに関することとかは基本的に業務が決まってないから、介護職員が気付かないとやらないものになっちゃうね.

筆　者：*では整容はあくまで業務ではなく、介護職員の「**身だしなみの気配り**」なんですね。今朝がた実施していた爪切りもそうなんですか？*

Aさん：*そうだね．早番は爪切りましょう，遅番は髪とかしましょうってのは無いもんね．それに認知症の人は自分で切ってくださいとかいう訴えはないもんでね．こっち（介護職員）が気付かんと.*

３．語り③

Aさん：*そんなに急がなくてもいいんだけどね。一緒にお茶のみながらさ、おしいねって。今日だったらそういう会話してたらあのまま全部食べれちゃう（自力で）と思うよ。*

筆　者：*一緒に喋ってるだけでもケアにつながるんですね。そう言えば，午前中のティータイムの時も入所者と一緒にコーヒー飲んで喋ってましたね？*

Aさん：*うん。でもね昔ね、仕事中にお茶飲んでていいの？って問題になったことがある。家庭的な雰囲気を目指すなら，のんびりともう少し利用者（認知症者）介護職員がと一緒にお茶飲んだりすることって大事だなって。でもなかなか定着しなくてね．忙しい所だと、「おむつ交換とかすることが仕事だ」って、年寄りと一緒にお茶をのむなんて仕事じゃないっていう人もいるよ。今でも。だからさ、さっきの食事介助みたいに、自分で「仕事をふやしていく」っていうの。一緒に喋ってるくらいなら，バンバン介助して，介護職員が介助量をどんどん増やしちゃうだよね。*

筆　者：*なるほど。これは「能力を使わせない介護」のひとつですか？それに「スタッフの事情で変わること」や「スタッフに左右される」ことにも当てはまる気がしますが？*

Aさん：*うん。そうだね。こういうことってなんかしてないといけないっていう介護職員の意識が働いているのかな？それが原因かも・・・。*

筆　者：そういうことAさんにもありますか？職員さんによって傾向とか？

Aさん：*傾向ね。そう言われると，これは新人さんには絶対無いよ。ベテランになればなるほど見られるね。自分も含めて。新人さんだったら逆に「手が出せん」でしょ。*
筆　者：*「手が出せん」・・・「すぐに引く」ってやつですか？*
Aさん：*そうそう「すぐに引く」ね。諦めちゃうというか，どう介助したらいいかわからんっていうか。*

Ⅳ　結果及び考察

本稿は，前稿で試みた対話データ（以下、前稿の記述）を材料に，暗黙知が含まれると考えられる言語表現を抽出し，このような表現が用いられた言葉の持つ経験を「過去」「現在」２種の経験の関係性として整理・再検討するものである．ここではメタファーという観点で暗黙知の表出化を目指すと共に，なぜケア経験の語りに含まれたメタファーを扱うべきか，その根拠を言葉と経験の関係から考察を加えることによって，介護実践における暗黙知研究に有用な手法，分析視点について検討する．

１．抽出された比喩表現と過去・現在のケア経験

以下，分析データとした前項の記述で抽出された言語表現（以下メタファー）を取り上げ，それらに関わる「過去」「現在」のケア経験を整理する．あわせて，メタファーがもつ経験の関係性について考察する．

１）語り①：抽出されたメタファー「スタッフに左右される」「気を配る」「業務の流れ」

過去のケア経験	現在のケア経験
・従来型での流れ作業的な３大介助 ・業務・担当が決まっているためスケジュール的になる	・ユニットでの融通が利く介助 ・業務・担当が決まっていない分，スタッフに気配りに左右される

上記の語りは，ユニットケア現場が，「自由」である為に「スタッフに左右される」ことを説明したエピソードである．A氏は，何が，どのように「スタッフに左右されるのか」を説明するために，「気を配る」という表現を用いている．この「気を配る」は，単に職員の行為を指すものではなく，自由であるからこそ求められる介護職員のスキルについて語っていることが特徴である．

A氏の語る「気を配る」は，食事・排泄・入浴等の三大介助を中心とした従来型での流れ作業的な過去のケア経験をもとに「業務･担当が決められた」状態と，現在のユニットでの自由な（業務･担当が決まっていない）状態を対比することで「業務の流れ」を意味づけていることがわかる．加えて，この経験から「業務の流れ」の中で「気を配る」ことがどのように求められるのかを説明しているのである．このことから，ここで語られた「スタッフに左右される」は，A氏の「過去」「現在」２種の「業務の流れ」という経験から生まれた「気を配る」というスキルが生み出した問題意識であり，介護職員の「気を配る」力は，ユニットでの自由なケア現場の「業務の流れ」を変化させている要素であることを指摘したものと考えられる．

2）語り②：抽出された比喩表現「身だしなみの気配り」

過去のケア経験	現在のケア経験
・語りなし	・記録に残さなくてはいけないもの以外のケアは自由 ・業務が決まっていないため，介護職員が気づかないとやらないものになってしまう（現在も早番・遅番等で決められた業務になっていない） ・認知症の人から「切ってください」という訴えはないため，介護職員が気付く必要がある

語り②は，語り①を補足したエピソードであるため，「スタッフに左右される」「気を配る」「業務の流れ」に関連する内容である．

A氏が「でも現場のケアは自由。特に・・・」と切り出していることからも，この語りは語り①の具体例として扱うことが妥当と考える．ここでA氏は，「気を配る」を「身だしなみの気配り」と言い換え，利用者の整容介助は，「介護職員が気付かないとやらないもの」になってしまうというエピソードを取り上げている．この語りは，先の語り①で考察した「気を配る」力の具体例であり，「気を配る」力の不足が整容という「業務の流れ」を変化させ，ケアの質を低下させる危険性を表している．このようにケアの質を低下させる要因ともなりえるからこそ，A氏はさらに「こんなにケア内容が「スタッフに左右されちゃう」くらいなら、別に業務とか担当を決めてもいいかなって。」と続けているのであろう．

しかしながら，ここでのA氏の語りは，過去のケア経験との比較がないことからも，「身だしなみの気配り」がどのように「気を配る」力として備わっていったものかを考察するには十分ではない．

3）語り③：抽出された比喩表現「仕事を増やしていく」「能力を使わせない介護」「スタッフの事情で変わること」「手が出せん」「すぐに引く」

過去のケア経験	現在のケア経験
・仕事中にお茶飲んでていいの？って問題になったことがある ・新人さんに無く，ベテランになればなるほど見られる（自分も含めて）	・家庭的な雰囲気を目指してのんびり利用者（認知症者），介護職員が一緒に過ごすことを目指すもなかなか定着しない ・おむつ交換などをすることが仕事で，利用者と一緒にお茶をのむことは仕事じゃないという人もいる ・一緒に喋ってるくらいなら，バンバン介助して，介護職員が介助量をどんどん増やしてしまう ・なんかしてないといけないっていう介護職員の意識が働いているのかも知れない

語り③は，食事の進まない利用者に介助を行う介護職員を見て，「一緒にお茶のみながらさ、お

しいねって。今日だったらそういう会話してたらあのまま全部食べれちゃう（自力で）と思うよ。」とA氏が口にしたものである．また，利用者と一緒にお茶を飲むという行為を取り上げ，この行為と「おむつ交換」等とのケアを比較し，双方の介護職員の意味づけの違いについて語っている．

A氏の語る「仕事を増やしていく」は実に興味深い表現である．ここで語られている食事介助は，スプーンを持ち，直接口に運ぶ等の行為と，その場で一緒にお茶を飲みながら会話をするという介護職員の行為には，どちらも食事摂取につながる効果があると説明されている．さらには，介護職員が直接口に運ぶ介助内容では「能力を使わせない介護」につながる危険性があり，このような行為は，介護職員自身が「仕事を増やしていく」行為とも捉えられると意味づけている．A氏のこのような意味づけは，話すだけではなく，利用者に「何かしていないといけない」という介護職員の心理が働いているように感じられるという点に特性がある．A氏は，これまでに職員間で議論した「利用者と一緒にお茶を飲んでいていいのか」という経緯と，自分自身の振り返りを含めた「新人」にはない行為である（ベテランになればなるほど多くなる）意味を，新人では仕事を増やすどころから介護方法がわからず「すぐに引く」ことから，介護方法がわかるほど「仕事を増やしていく」傾向にあることを指摘している．

このことから，ここで語られた「仕事を増やす」は，A氏の「過去」「現在」２種の経験から「スタッフの事情で変わる」具体像として「能力を使わせない介護」を生み出していることを説明したものと考えられる．特に，新人時代は「手が出せん」「すぐに引く」ものが，ベテランになればなるほど「仕事を増やす」経験は，介護職員が習得した介護方法が「ケアの意味づけ」によって「自立」を変化させる要因につながっていることを指摘したものと考えられる．

２．ケア経験のメタファー

本稿は，前稿の記述を基に，暗黙知が含まれると考えられる言語表現（メタファー）を抽出し，メタファーが用いられた言葉の持つ経験を「過去」「現在」２種の関係性として整理・再検討した．介護職員が語ったメタファーは，上記で検討したように，介護職員個人の「過去」「現在」２種の経験を結合させていることを根拠づけるものと考える．さらには，柔軟で直観的な判断は，介護職員個人の意味づけによって介護内容を変化させているために，暗黙知の獲得がケアの質をも大きく変化させる要因につながっていることがあらわれている．以上から，介護職員の暗黙知は，獲得するだけではなく，その意味づけを捉え言語表出化していくことが極めて重要と考える．そこで，本節では「暗黙知の表出化にケア経験の語りに含まれたメタファーを扱う意義」について考察をすすめる．

本節ではこの課題に応えるべく言語と経験の関係をメタファーという観点で検討した先行研究を概観し，介護実践における暗黙知探求に有用な手法・分析視点を検討する．メタファーとは，感覚的なもののように直接触知出来ない抽象物を「配る」「引く」等，感覚的に理解しやすい表現を用いる方法である（瀬戸：1997）．このような言語表現は語りにくいものを既知の他の言語を用いる点で暗黙知との関連が強いものと考えられる．山梨によれば，メタファーは，日常言語の概念体系，知覚・記憶・連想・思考・推論・判断等の知の根源に関わる重要な認知能力であり，人間の知のメカニズムの解明に関わる重要な研究テーマとして，言語学のみならず脳科学や心理学等の関連分野においても注目されてきた背景があると説明する（楠見：2007）．さらに山梨は，日常言語には，外部世界と相互作用しながら対象を理解し，意味付けしている人間の身体化された経験が，さまざまな形で反映さるものであり．身体化された経験の中には，触覚，味覚，嗅覚，視覚，聴覚に代表

される五感，体感，運動感覚等が含まれているとも指摘している（楠見：2007）．これらの知見は，メタファーが「言語」という記号（シンボル）で身体化された現象を含む伝達方法であることを意味したものである．メタファーの持つ機能を研究したものは他にも数多く存在するが，中でも栗山らは，人間がメタファーをどのようなプロセスで理解しているのかを問題視し，メタファーのもつ機能として「伝達」「概念変化」「知識獲得」「想像・鑑賞」的機能があることを明らかにしている点で興味深い（楠見：2001）．さらに栗山らは，熟達者と初心者の会話に注目し，熟達者は初心者にとって未知の対象物に固有名詞を与え，積極的に共有知識を形成することによって，新たな概念をコミュニケーションによって理解していることを示唆している（栗山ら 2007）．

３．暗黙知探求に求められる視点と今後の課題

以上，これらの知見は介護職員が語るメタファーが，ケア実践の状況を他者に示す伝達機能のみならず，メタファーを用いたコミュニケーションによって知識獲得していることを明らかにしたものである．このことから，メタファーを用いたコミュニケーションは新たな概念変化を生み出すことが期待でき，暗黙知の表出化に極めて有用な方法と言うことができる．さらには，このような視点は，実践者教育に有用なスーパービジョンに応用可能な技法であるとも考えられる．しかしながら，抽象的な言語表現を扱う場合，言葉の意味は多様な解釈を可能にしてしまうことが余儀なくされるため，ケア実践の語りに含まれる「経験」を忠実に再現するための手法を加えていくことが極めて重要となる．特に言語と経験の関係性をひとつの「現象」としてと捉える態度は不可欠であろう．この点から筆者は，現象を深く記述する現象学的アプローチ，現象学的態度[4)]はケア実践における暗黙知探求に有用な手法であると考える．さらに，言語と経験はその場限りの現象ではなく，一定の時間経過のなかで変化していく過程をあわせ持っていることも軽視できない．本稿では，「気を配る」というケア実践がまさにそれである．日常業務と利用者の状態を見極めながら，今必要な気配りを瞬時に判断する実践は，実践者個人の中では，過去から現在，未来までを含めた見通しによる気配りである．当然，その気配りの必要性を獲得した過去の経験が存在することをふまえると，「その場」を切り取った現象のみで分析をすすめるだけでは十分ではない．こうした特性をふまえると，暗黙知は時間軸と経験の変化が強く関係した性質であるといえる．その為，ナラティブという分析視点も重要になってくるであろう．

今後は，本稿で示唆された暗黙知探求に有用な視点を「スーパービジョン」「質的研究」に応用的に展開し，暗黙知をスーパービジョンで扱う意義について考察をすすめる．

謝辞

本研究はＴ園及びＮセンターでの参与観察とインタビュー調査を中心とし，介護職員をはじめ，施設関係者の皆様の協力によって実現されている．特に柏屋氏には筆者の問題意識に共感し予備調査を含め１年という長期間の研究活動にご支援頂いた．また，本事例で採用したエピソードの特殊性や普遍性を検討するにあたり，蜂谷氏，井上氏には多大な協力を頂いた．ここに深く感謝したい．

注

１）中村雄二郎が『臨床の知とはなにか』（1992）において展開した人間身体と精神の〈ある状態〉を指す用語．中村は「科学の知」に対抗し，それに換わる「臨床の知」の可能性を説いた．本論では「臨床の知」とは，人間どうしが相互作用のうちに読みとる，諸感覚（＝五感）を協働

させる共通感覚と実践感覚が不可分になった状態として活用している.

2）鈴木俊文：認知症ケアにおける介護職員の暗黙知による判断の分析（1）－ケアプロセスにみられる機能的構造－静岡県立大学短期大学部研究紀要第 23 号，2009 年.

3）マイケル・ポランニーは 1981 年ブタペスト生まれ．医学博士号と化学博士号を持つ．1933 年英国に亡命し，マンチェスター大学物理化学教授から社会科学に転じ，オックスフォード大学主任研究員を歴任．1976 年死去する．化学者として，多大な実績を残しながら科学哲学に転じた.

4）エトムント・フッサールが提唱した学問及びそれに付随する方法論に関する根拠．フッサールは認識論的批判に無関心な存在（=「超越」）を自明なものとして捉える「自然的態度」を保留にした状態で，存在と「意識」との関係及び，それぞれの意味が志向的体験から反省的に問われると考えている.

文献

Michel Polanyi（1966）TheTacitDimension（= 2003，高橋勇夫訳『暗黙知の次元』ちくま書房）.
福島真人（2001）『暗黙知の解剖－認知と社会のインターフェイス－』金子書房.
Nancy M Dixon(2000)Common Knowledge（= 2003，梅本勝博・遠藤温・末永聡訳『ナレッジ・マネジメント５つの方法』生産性出版）.
宮田和明 , 加藤幸雄 , 牧野忠康 , 柿本誠 , 小椋喜一郎（2007）『社会福祉専門職論』中央法規.
柴田庄一，遠山仁美（2004）「『暗黙知』の体得と『階層構造』の意義－『創発』の機制と熟達の諸条件をめぐって－」『言語文化論集』26（1），19-38.
中村雄二郎（1992）『臨床の知とは何か』岩波新書.
河合隼雄, 鷲田清一（2003）『臨床とことば－心理学と哲学のあわいに探る臨床の知－』阪急コミュニケーションズ.
北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科　監修（2002）『ナレッジサイエンス - 知を再編する 64 のキーワード』紀伊国屋書店.
野中郁次郎，竹内弘高（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社．p90-104
奥川幸子（2008）『身体知と言語』中央法規出版.
瀬戸賢一（1997）『認識のレトリック』海鳴社.
瀬戸賢一（1995）『メタファー思考』講談社現代新書.
楠見孝　編（2007）『メタファー研究の最前線』ひつじ書房.
SOCIAL CHANGE AND HISTORY(1969)Robert A.Nisbet（= 1987，堅田剛訳『歴史とメタファー』紀伊國屋書店）.
楠見孝（2001）『比喩の理解：なぜわかるのか？どうして使うのか？』森敏昭編認知心理学を語る第 2 巻　おもしろ言語のラボラトリー　155-171 北大路書房.
大森荘蔵編（1986）「記号・論理・メタファー」岩波書店.
大森荘蔵編（1986）「身体・感覚・精神」岩波書店.
大森荘蔵編（1986）「経験・言語・認識」岩波書店.
PHENOMENOLOGIE DE LA PERCEPTION（1945）Maurice Merleau-Ponty（= 1967，竹内芳郎訳『知覚の現象学 1 』みすず書房）.
PHENOMENOLOGIE DE LA PERCEPTION（1945）Maurice Merleau-Ponty（= 1967，竹内芳郎訳

『知覚の現象学２』精興社).
IDEEN ZU EINER REINEN PHANOMENOLOGIE UND PHANOMENOLOGISCHEN PHILOSOPHIE (1950) Edmund Husserl（= 1979，渡辺二郎訳『イデーンⅠ－１純粋現象学への全般的序論１』みすず書房).
IDEEN ZU EINER REINEN PHANOMENOLOGIE UND PHANOMENOLOGISCHEN PHILOSOPHIE (1950) Edmund Husserl（= 1984，渡辺二郎訳『イデーンⅠ－２純粋現象学への全般的序論２』みすず書房).
IDEEN ZU EINER REINEN PHANOMENOLOGIE UND PHANOMENOLOGISCHEN PHILOSOPHIE (1950) Edmund Husserl（= 2001，渡辺二郎訳『イデーンⅡ－１構成についての現象学的諸研究１』みすず書房).
IDEEN ZU EINER REINEN PHANOMENOLOGIE UND PHANOMENOLOGISCHEN PHILOSOPHIE (1950) Edmund Husserl（= 2009，渡辺二郎訳『イデーンⅡ－２構成についての現象学的諸研究２』みすず書房).
浜渦辰二（1995）『フッサール間主観性の現象学』創文社.
稲垣諭（2007）『衝動の現象学』知泉書館.
石田三千雄（2007）『フッサール相互主観性の研究』ナカニシヤ出版.
梅津真（1996）「カフカと解釈学的現象学（上）」『北海道情報大学紀要７（2）1-14.
西村ユミ(2002)「看護経験を探求する方法論に関する一考察―対話式のインタビューに注目して―」『日本赤十字大学紀要 16，1-9.
西村ユミ（2001）『語りかける身体－看護ケアの現象学－』ゆみる出版.
村田久行（2000）「対人援助における他者の理解－現象学的アプローチ－」『東海大学健康科学部紀要 6、109-114.
村田久行（1994）『ケアの思想と対人援助』川島書店.
岡田進一　編（2008）『認知症ケアにおける倫理』日本認知症ケア学会，p3-13，55．93-94.
日本認知症ケア学会　編（2004）『認知症ケアの基礎』ワールドプランニング，p31-66.

（2013 年 12 月 24 日　受理）